

修学資金貸与確認表

【申請及び貸与について】	
確 認 項 目	チェック欄
養成施設を卒業後、1年以内に丹波篠山市に居住し、丹波篠山市内の24時間医療体制を実施している有床診療所・病院及び介護保険施設、障がい者施設（以下医療機関等）に看護師等（正職員）として勤務する意思があります。	<input type="checkbox"/>
修学資金の貸与期間は、借受人として決定された日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までであることを承知しています。	<input type="checkbox"/>
修学資金は月額5万円で、毎年4月（初回は5月）及び10月に半期分（300,000円）が借受人の金融機関の口座に振込みがあることを承知しています。	<input type="checkbox"/>
貸与を受けるためには、連帯保証人は2名必要であることを承知しています。 （連帯保証人2名が夫婦は不可。連帯保証人はそれぞれが独立の生計を営む成年人であること。申請者が未成年のときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人としなければならない。） （※連帯保証人の年間収入は、140万円以上を目安としています。）	<input type="checkbox"/>
状況に応じて提出書類があることを承知しています。 ①本人又は連帯保証人の住所、氏名等を変更した場合、②連帯保証人を変更する場合、③休学、留年、停学した場合、④退学、貸与を辞退する場合、⑤復学した場合	<input type="checkbox"/>
返還の債務が消滅するまでの間、毎年4月30日までにその年の3月31日における在学または就労状況を報告しなければならないことを承知しています。	<input type="checkbox"/>
卒業後の市内就職先の斡旋を受けられるものではないことを承知しています。	<input type="checkbox"/>

【返還および返還の猶予について】	
確 認 項 目	チェック欄
養成機関卒業の翌月より修学資金を返還することを承知しています。	<input type="checkbox"/>
修学資金の貸与が取り消され、返還義務が発生する可能性があることを承知しています。（退学した場合、貸与を辞退する場合、養成施設卒業後、1年以内に市内に居住しない場合、看護師等として市内の医療機関等に勤務しない場合など）	<input type="checkbox"/>
養成施設卒業後1年以内に、貸与を受けた本人が市内に居住し、看護師等として市内医療機関等に勤務した場合は、返還の猶予を受けることができ、貸与を受けた期間に相当する期間、勤務をした場合は返還の免除を受けることができること、承知しています。	<input type="checkbox"/>
返還債務の返還猶予条件を満たさないときは、貸与された修学資金を返還することを承知しています。 （※市内医療機関等の採用状況により、採用がなく市内勤務が叶わない場合も返還義務が発生します。）	<input type="checkbox"/>
看護師等として市内の医療機関等に勤務した期間には、次の期間は含まないことを承知しています。（休職、停職期間、育児休業を受けていた期間など）	<input type="checkbox"/>

<p>上記項目及び丹波篠山市看護師等修学資金貸与条例等について確認しました。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者（署名）</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>
--